

## 除雪ドーザ

(5 t 級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付) 仕様書

令和2年度

建設部維持課西部土木事務所

## 除雪ドーザ

(5 t 級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付) 仕様書

### 概 要

この仕様書は、除雪ドーザ(5 t 級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、または、平成 17 年法律第 51 号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成 3 年 10 月 8 日付け、建設省経機発第 249 号(以降の改正分を含む)「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき適正に指定又は届出された排出型建設機体にする。

ここに明記されていない箇所については、長野市長(以下「発注者」という)と物品供給人(以下「受注者」という)が協議のうえ決定するものとする。

### 1 性 能 (JCMAS T007 性能試験)

(1) 走行速度 (前進)	30km/h 以上
(1) 走行速度 (後進)	30km/h 以上
(2) 最大けん引力	35 kN 以上
(3) 騒音レベル (オペレーター耳元、無負荷、 機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて)	85 dB(A) 以下

### 2 主要諸元

(1) 全 長 (除雪装置地上、ストレート時)	6,000 mm 以下
(2) 全 幅 (車両単体)	2,000 mm 以下
(3) 全 高 (黄色灯火上端まで)	3,200 mm 以下
(4) 最低地上高	300 mm 以上
(5) 車両総質量	5,000kg 以上~6,500 kg 未満
(6) 最小回転半径 (車体最外側部)	5.5m 以下
(7) 乗車定員	1 人

### 3 車 体

- (1) 機 関
  - ア 形 式 : 水冷、ディーゼル機関
  - イ 定格出力 : 43 kw 以上
- (2) 動力伝達装置 : 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする
- (3) タイヤ : ラグタイヤ
- (4) かじ取装置
  - ア 形 式 : 車体屈折式
  - イ かじ取角度 : 35 度 以上
- (5) 運転室
  - ア 構 造 : 全鋼製密閉形
  - イ 窓 : (前後共) 冬用ワイパーブレード付  
後面熱線入りガラス

#### 4 除雪装置 (サイドスライドアングリングプラウ)

- (1) 形 式 : 油圧式サイドスライドアングリングプラウ形
- (2) 能 力
  - ア アングリング角度 : 左右各 25 度 以上
- (3) プラウ
  - ア 構 造 : 鋼板円筒曲面構造
  - イ 全 幅 : 2,800 mm 以上
  - ウ 全 高 : 780 mm 以上
  - エ そ り : 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること
  - オ 切 刃 : ストレート形平形刃先 (JIS D6101)

#### 5 計器類

- (1) 速 度 計 1 式
- (2) 燃 料 計 1 式
- (3) アワーメーター 1 式
- (4) 水温計 1 式
- (5) 各種警告灯 1 式
- (6) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1 式
- (7) その他標準計器類 1 式

#### 6 照明装置類

- (1) 前方作業灯 2 灯
- (2) 後方作業灯 2 灯
- (3) 散光式黄色灯 1 式
- (4) その他標準照明装置 1 式

## 7 付属装置及び付属品

(1) バックブザー	1 式
(2) カーエアコン (デフロスタ付)	1 式
(3) 走行振動抑制装置	1 式
(4) 作動制限装置 (例: アンチスリップデフ、リミテッドスリップデフ、 デフロック等)	1 式
(5) バッテリーコネクトスイッチ	1 式
(6) カーラジオ AM/FM	1 式
(7) 熱線入りサイドミラー	1 式
(8) 除雪車看板 (車体後部取付)	1 式
(9) 床マット	1 式
(10) タイヤチェーン (合金製リング付き、ラチェット式ワイヤーバンド含む)	1 式
(11) 標準付属工具	1 式
(12) 部品表	1 部
(13) 履歴簿	1 部
(14) 取扱説明書	1 部
(15) その他標準付属品	1 式

## 8 塗装

国土交通省建設機械塗装基準による。

表示文字については、発注者との協議により決定するものとする。

## 9 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

## 10 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合に、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が

協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

## 11 その他の事項

### (1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

### (2) 灯火の取付方法の指定

ア 黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

(ア) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分含む））に準ずるものとする。

(イ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に頑固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

### (3) 提出図書の言語指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

### (4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については、受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は、受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は、発注者の指示を受けるものとする。

### (5) 緊急時の対応

納入機が故障等により作業困難となった場合、連絡があってから 2 時間以内に納入機に精通する者を現地に派遣できる体制を納入期までに整えなければならない。

### (6) 自賠償保険料の負担

自賠償保険料は発注者が支払う。

(7) 納入場所は別途指示する。また車両納入後に、入れ替えた車両を東部土木事務所管内の指定する場所に移送するものとする。